福岡市

許可番号 第07710061942号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　福岡市東区箱崎ふ頭四丁目１番３７号

氏　　名　　株式会社紙資源

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　大津　正樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長　髙島　宗一郎

許可の年月日　　令和　７年　４月１４日

許可の有効年月日　　令和１２年　４月１３日

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上３品目については自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ダスト類（以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、以下余白

積替え保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上３品目については廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白
汚泥、金属くず（以上２品目については廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類（以上６品目については石綿含有産業廃棄物を含む。）、以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

３．許可の条件

積替え保管行為は、上記の施設以外では行わないこと

４．許可の更新又は変更の状況

令和　７年　４月１４日　更新許可

５．積替え保管の有無

記載なし

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

な　し

備考

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

この認可証には複製の不正防止処置を施しています。

複製COPY 複製COPY

2．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（1）

所在地	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目５番７ （福岡市東区箱崎ふ頭四丁目１番３７号）
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上３品目については廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白
保管面積	３．９㎡
保管上限	３．６㎥
保管高さ	１．０５ｍ

（2）

所在地	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目５番７ （福岡市東区箱崎ふ頭四丁目１番３７号）
産業廃棄物の種類	汚泥、金属くず（以上２品目については廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、以下余白
保管面積	０．１７㎡
保管上限	０．２㎥
保管高さ	１．２ｍ

（3）

所在地	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目５番７ （福岡市東区箱崎ふ頭四丁目１番３７号）
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類（以上６品目については石綿含有産業廃棄物を含む。）、以下余白
保管面積	１３．６８㎡
保管上限	１６㎥
保管高さ	１．２ｍ

以下余白